様式第２号（第９条関係）

補助金返還についての誓約書

　入善町まちなか新店舗等立地応援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、補助金の返還が生じた際は、全額（一部）を返還します。

　年　月　日

入善町長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　 事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

入善町まちなか新店舗等立地応援事業補助金交付要綱　抜粋

　（交付決定の取消し等）

第15条　補助対象者が、規則第10条に該当する場合又は次のいずれかに該当する場合は、町長は交付決定を取り消し、交付した補助金の全部もしくは一部を返還させるものとする。

　(1)　補助金の交付を受けた者が、交付対象者に該当しないことが判明したとき。

　(2)　事業を休止し、もしくは廃止し、又はこれと同様の状態にあるものと町長が認めるとき。

　(3)　補助金の交付を受けた日から起算して、２年を経過する日までに廃業したとき。

　(4)　前条第１項の書類又は帳簿を保管せず、又は前条第２項の検査を拒否したとき。

　(5)　前条第２項の規定により報告された収益状況が、交付申請時の計画から著しく悪化するなど、補助事業の成果が認められないと町長が判断したとき。